

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に定める事項)

2022 年 4 月 1 日

株式会社ミダックホールディングス
株式会社ミダックライナー

2022 年 4 月 1 日

新設分割に関する事後開示書面

静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地
株式会社ミダックホールディングス
代表取締役社長 加藤 恵子

静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地
株式会社ミダックライナー
代表取締役社長 熊切 栄子

株式会社ミダックホールディングス(以下「分割会社」)は、2021 年 7 月 21 日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社が行う事業のうち、一般廃棄物収集運搬事業に関して分割会社が有する権利義務を、新たに設立した株式会社ミダックライナー(以下「新設会社」)に承継させる新設分割(以下「本分割」という。)を実施しました。

本分割に関する会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2022 年 4 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本分割は会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当するため、同法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施していません。

3. 会社法第 806 条及び同法第 808 条の規定並びに同法第 810 条(同法第 813 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続

該当事項はありません。

(3) 債権者保護手続

本分割にあたって、官報公告及び電子公告の手続きを行っておりますが、分割会社から新設会社への債務の承継は重畳的債務引受けの方法であり、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者はありません。

4. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、新設分割計画書の定めに従い、分割会社から一般廃棄物収集運搬事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

2021 年 8 月 16 日付で「新設分割に係る事前開示書面」(以下「本事前備置書類」という。)を備置しておりましたが、本事前備置書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第 205 条第 8 号に基づき、変更後の事項を記載した書面を備え置くこといたしました。

以上